

矢守委員からの兵庫県総合治水条例(仮称)骨子案等にかかる意見

- 1 雨水貯留浸透設備の設置、 -2 貯留施設による雨水貯留容量の確保
- (1) 痛みを伴う取組を進めるためには、下記のようなインセンティブを与えることが有効ではないか。
- ・ 税制面の優遇
 - ・ 水田貯留に協力者の米を下流の人が買う
 - ・ 貯留施設を設置した企業・県民の社会貢献をPR
- (2) 貯留施設設置や水位下げについては、どこまでのものにするかは別として、何らかの基準、指針が必要と考える。

浸水被害の発生に係る情報の伝達

住民が行政からの情報を待つだけの仕組みは、立派になればなるほど行政に頼ることになる。タクシーやコンビニからの情報収集や県民モニターなどの方法で、住民が参画していく仕組みが必要ではないか。

知識の普及啓発、 訓練等の実施

- (1) 防災教育は、誰も反対しないが、誰も何もしないことになりがちである。地域教育と連動した取組、兵庫県にしかない資産である環境防災科のある県立舞子高校や人と防災未来センターとの連携を考えてみても良いのではないか。
- (2) また、兵庫県は、近年多様なタイプの水害に遭遇しているので、全員の底上げは難しいかもしれないが、地域ごとの心配事に応じて、その経験を類似地域に活かせないか。

浸水想定区域及び浸水の深さの周知、 浸水被害の発生に係る情報の伝達、 知識の普及啓発、 訓練等の実施

ソフト面について記した箇所が一般的・抽象的であり、かつ、「行政のお達し 住民が啓発される」(たとえば、行政がハザードマップ作成・配布し、住民がそれを学びます)という伝統的な枠組内にあると感じられる。

全般

委員会でのご議論に一任いたしますが、上記の精神をより鮮明に反映した文言になるのであれば、そのように修正いただけるとうれしいです。